

公益財団法人キーエンス財団
2027 年度 奨学生募集要項

1. 奨学金概要

- (1) 給 付 月 額：12 万円（年額 144 万円）
- (2) 給付対象期間：2027 年 4 月～2031 年 3 月（最短修業年限）
- (3) 給 付 方 法：毎月 25 日までに、当月分を本人名義の金融機関口座へ振込みにて給付
ただし、初回は、4～7 月までの 4 ヶ月分を 7 月 25 日までに給付予定
※ 給付日が金融機関等の休業日である場合は、その前営業日に給付

2. 応募資格

以下のいずれの各項にも該当する者

- ・ 2027 年 4 月に日本の大学に入学する者
（4 年制の学部・学科生に限る。ただし通信教育課程及び夜間学部生、並びに留学生を除く。）
- ・ 2027 年 4 月 1 日現在、20 歳以下である者
- ・ 経済的な支援を必要とする者

※ 日本学生支援機構を含む他の奨学金との併用について

（併用とは、当財団の奨学金に加え、期間を一部でも重複して他の奨学金を受給すること）

- ・ 貸与型奨学金：併用可
- ・ 給付型奨学金：併用不可（ただし海外留学支援の奨学金は併用可）
- ・ 国の修学支援制度による授業料等減免：併用可
- ・ 大学独自の制度のうち現金が給付されるのではなく、大学に納付する授業料が実際に減額又は免除される制度：併用可

3. 募集概要

(1) 募集期間（予定）

- 一次選考 Web 登録：2027 年 2 月 1 日（月）～4 月 2 日（金） 午前 10 時
- 二次選考 書 類：2027 年 4 月 8 日（木）～4 月 21 日（水） 締切当日消印有効
Web 登録：2027 年 4 月 8 日（木）～4 月 21 日（水） 午前 10 時

(2) 募集人数：1,500 名程度

4. 応募方法

<一次選考>

- (1) 当財団ホームページ上にて大学の情報（大学、学部、学科）、出身高校の情報及びご家庭の状況（家計支持者の収入情報）等を登録（入力）してください。ただし、応募は本人からに限ります。
- (2) 2027 年 4 月 8 日（木）（予定）に選考結果（採否）の通知メールを送信いたします。

<二次選考>（一次選考を通過した方のみ）

（１）当財団ホームページにて、所定の小論文など必要事項を登録してください。

（２）下記書類（最新のものを）、当財団事務局へ郵送してください。

＊ 詳細は、応募開始時に公開される「応募の手引き」をご参照ください。

① 大学の学生証（写真付）：A４の用紙にコピーしたもの

※ 学生証に写真がない場合は、公的機関発行の写真付証書

（例：運転免許証、パスポート 等）

② 在籍大学の在学証明書（原本）

③ 卒業高校の調査書（原本、開封無効）

※ 高等学校卒業程度認定試験合格者は、合格成績証明書（原本）

④ 世帯全員分の住民票の写し（原本）

※ 発行日から３ヶ月以内

※ 続柄記載あり

※ 日本国籍を有する者：本籍地記載あり

上記以外の者：在留資格等記載あり

※ マイナンバーの記載がないもの

⑤ 所得・課税証明書又は非課税証明書・住民税決定証明等の原本

※ 市町村が発行した収入及び所得控除の金額の記載があるもの

※ 令和７年１月１日から１２月３１日までの所得に基づくもの

※ 原則として父母両方の証明書を提出

ただし、離別又は死別で父母がいない場合は、応募者の生活を支えている者を含めた証明書の提出を求めることがあります。

⑥ 保険証（マイナ保険証の資格情報など）：A４の用紙にコピーしたもの

※ 「ご家族情報」に記載した家族全員分を提出してください。

＊ 送付の際の注意事項

・ A４サイズの封筒１通にすべての書類を入れてください。

書類の不足があった場合は、いかなる理由であれ受理いたしません。

・ お送りいただいた書類は返却いたしません。

5. 二次選考書類の郵送先及び問い合わせ先

(1) 郵送先

〒533-8555 大阪市東淀川区東中島 1-3-14

公益財団法人キーエンス財団 事務局 宛

(2) お問い合わせ先

当財団ホームページの「お問い合わせフォーム」よりお願いいたします。

※ 書類到着に関する問い合わせには対応いたしかねます。

到着確認は、レターパック等の追跡サービスをご利用ください。

6. 選考・採用内定

応募いただいたデータ及び書類をもって、当財団の奨学生選考委員により選考を行います。

二次選考の選考結果（採否）は、6月中旬までに本人に通知します。

7. 採用者の手続き

(1) 振り込み先情報

奨学金の振込先金融機関口座情報（本人名義に限る）を所定の方法により指定する期日までに届け出てください。

(2) 確認書（誓約事項及び同意事項）

記載事項を確認し、本人及び保護者等が署名のうえ、指定する期日までに当財団事務局宛てに送ってください。

8. 奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

(1) 当財団が定めるレポート、直近の成績証明書及び在学証明書を期日までに提出すること

(2) 下記の場合、所定の方法により当財団へ届け出ること

- ① 休学するとき
- ② 復学するとき
- ③ 大学より停学処分を受けたとき
- ④ 学籍を失ったとき
- ⑤ 最短修業年限（4年間）で卒業できる見込みがなくなったとき
- ⑥ 6年制の学部・学科に属することが明らかになったとき
- ⑦ 他の大学や学部転学・編入学、転学部（科）することが決まったとき
- ⑧ 当財団の奨学金受給を辞退するとき
- ⑨ 他の給付型奨学金を受給することが決まったとき
- ⑩ 当財団に登録した情報等（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき

9. 奨学金の一時停止

以下の場合、奨学金の給付を一時停止します。

- ① 休学したとき
- ② 8. 奨学生の義務（1）の提出義務を適切に果たさなかったとき

10. 奨学生の資格喪失

下記の事由に該当したときは、当財団の奨学生としての資格を失うこととなります。

- ① 停学となったとき
- ② 学籍を失ったとき（ただし、転学を除く）
- ③ 奨学生自身が努力を怠ったことなど本人の責めに帰すべき事由により最短修業年限で卒業できないことが確定したとき
- ④ 奨学生に採用された後に学部・学科の所属が決定し、6年制の学部・学科に属する事実が判明したとき
- ⑤ 奨学生より辞退の申し出があったとき
- ⑥ 併用を認めていない他の給付型奨学金を受給した事実が判明したとき
- ⑦ 奨学金の給付一時停止後、当財団が奨学生に提示する停止解除の要件を適切に満たさなかったとき
- ⑧ 正当な理由なく、8. 奨学生の義務（1）の提出義務を継続して果たさなかったとき
- ⑨ 学業成績又は品行が著しく不良であるとき
- ⑩ 当財団に提出された情報（レポート、異動届出等）に、虚偽があると判明したとき
- ⑪ 反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- ⑫ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

11. 個人情報の取扱いについて

- ・応募の際に提出していただく個人情報は、募集、選考、採用、給付、及びあらかじめ本人の同意を得た目的以外には使用いたしません。
- ・採用者については、在籍大学及び出身高校に連絡いたします。

12. その他

- ・当財団の奨学金給付は、大学卒業後の進路等について制約を課すものではありません。
- ・選考の過程で面接する場合があります。

国および日本学生支援機構との併用について

● 国（日本学生支援機構）の支援

国が実施している大学生向けの修学支援制度は、

- ①日本学生支援機構（JASSO）の給付型奨学金 と、
- ②国の授業料等減免 の2つで成り立っています。

● キーエンス財団の支援

当財団は、大学に入学される新1年生を対象に、返済不要の奨学金を給付し、卒業までの4年間、継続して経済的な支援を行っています。

③キーエンス財団の給付型奨学金

給付額 = 月額12万円（年額144万円×4年＝総額576万円）
募集人数 = 1,500名程度

● 最も大きな支援を受ける方法

②「国の授業料等減免」＋③「キーエンス財団の給付型奨学金」の支援を受ける

キーエンス財団の奨学金は、できるだけ多くの学生に支援の機会を届けたいという考えから、①JASSOをはじめとする他の給付型奨学金との併用を認めていません。一方で、「②授業料等減免」との併用は可能です。そのため、①JASSOの奨学金と③キーエンス財団の奨学金の両方に採用された場合は、どちらか一方を選んでいただく必要があります。

国の制度では、「①JASSOの奨学金」と「②授業料等減免」はセットで申し込む仕組みになっています。①②の両方に採用されたうえで、キーエンス財団にも採用された場合は、①JASSOの奨学金についてのみ「支援の停止」の手続きを行うことで、「②授業料等減免」を受けながら「③キーエンス財団」の奨学金を受け取ることができます。

国の支援	①JASSO 給付型奨学金 最大 年額約 91 万円 (収入区分・国公立・自宅生などで支給額が減少します。)	→	①「支援の停止」を申請
	②国の授業料等減免	→	②+③ 最大の支援
キーエンス財団	③キーエンス財団 給付型奨学金 年額 144 万円	→	

なお、JASSOをはじめとする他の給付型奨学金にすでに応募している場合や、採用が決まっている場合でも、キーエンス財団の奨学金に応募していただくことは可能です。

以上

キーエンス財団

KEYENCE FOUNDATION

あなたのこれからの
4年間を支えます



2027年度
大学新1年生対象

奨学生募集

給付額

月額 **12万円**

給付期間

4年間

新1年生対象

1500名募集

給付型奨学金

返済不要

4年制 大学

全学部対象

応募期間

2027年
2月1日～ **4月2日**

ご応募やお問合せは、ホームページから www.keyence-foundation.or.jp

キーエンス財団



公益財団法人 キーエンス財団 〒533-8555 大阪市東淀川区東中島1-3-14



2096-1 202874

ご挨拶

これからの世の中は目まぐるしく変化するものと思われます。

技術革新や急速なグローバル化の中で、日本の将来をしっかりと見据えて牽引してくれるのは、未来を担う若者です。

現在、多くの方が経済的理由により奨学金を利用されておられますが、従来の奨学金は、その大半が貸与型であることから、卒業後の返済の厳しさが社会問題として取り上げられてきております。そうした中、国による給付型奨学金の拡充が図られるなどの変化もみられますが、大学進学を志す若者を支援する環境はまだ不十分と言わざるを得ません。

当財団では、安心して学業に専念できる環境作りに少しでもお役に立つことが出来ればという思いから、2019年より、大学進学を志す皆さんに対して、返済の必要のない給付型奨学金による経済的支援を継続してきております。

その後、今まさに夢や目標の実現に向かっておられる大学生の皆さんを対象とした、返済の必要のない応援給付金による経済的支援をはじめ、これから大学を卒業し、社会に出て日本の将来を牽引していかうとする方に対しては貸与型奨学金の代理返還支援、大学卒業後さらなる学びを追求していこうと大学院への進学を志す方に対しては給付型奨学金というかたちで、経済的支援を広げてきております。

キーエンス財団は、夢と希望を持った若い世代の大きな支えとなれるように、取り組んでまいります。

代表理事 滝崎 武光

募集要項

奨学金の概要

奨学金の種類	給付型奨学金（返済の必要はありません）
募集の方法	財団ホームページからの直接応募 （高校や大学を通じての推薦応募ではなく、 学生ご自身からの応募となります）
給付期間	大学1年生からの4年間
給付金額	月額12万円（4年間の総給付額は576万円）
募集人数	1500名程度（2027年4月 大学入学予定者）
他の奨学金との併用	・貸与型奨学金：併用可 ・返済不要の給付型奨学金：併用不可 （ただし、海外留学支援の奨学金は併用可） ・授業料等減免制度：併用可

応募資格

募集対象者	2027年4月に入学する大学新1年生
対象大学	日本国内の4年制大学 ※学部は文系・理系を問いません。 ※世帯の所得金額は選考基準の一つではありますが、 応募に当たっては所得による制限はありません。

選考方法

当財団の選考委員会で、学業成績、経済的な状況、小論文等を基に総合的に選考を行います。

※詳しい条件等は当財団HPの募集要項をご確認ください。

給付までの流れ

募集受付	2027年2月1日～4月2日（予定）
当財団 HP からの受付となります。 当財団 HP からログインし、必要事項を入力してください。	
なお、募集開始までの期間は「お知らせメールの登録」が可能です。 ご希望の方は「お知らせメールの登録」からメールアドレスを登録してください。募集開始時期になりましたらお知らせメールをお送りします。	

一次選考	～2027年4月8日（予定）
一次選考の結果（可否）をメールでお知らせします。	

二次選考の受付および書類提出	2027年4月8日～4月21日（予定）
一次選考の合格者は、 ① 当財団 HP からログインし、必要事項を入力してください。 ② 各種証明書類などを、当財団宛てに郵送してください。	

二次選考	～2027年6月中旬（予定）
二次選考の結果（可否）をメールでお知らせします。	

採用者の手続き	2027年6月中旬～6月下旬（予定）
二次選考の合格者は、 ① 当財団 HP からログインし、奨学金の振込口座（本人名義に限る）を登録してください。 ② 当財団から確認書を郵送しますので、本人と保護者等が署名した上で当財団宛てに返送してください。	

奨学金の給付	2027年7月23日（予定）
7月25日に、4～7月までの4ヶ月分の奨学金を給付します。 それ以降は、毎月25日までに当月分の奨学金を給付します。	

毎年度の提出	毎年4月、10月（予定）
① 毎年10月に当財団 HP からログインし、「所定のレポート」などを提出してください。 ② 1年生の10月から毎年4月、10月に成績証明書、在学証明書を当財団宛てに提出してください。	

